

A29 課税仕入の実額により仕入税額控除を受けるためには、課税仕入について、帳簿および請求書等をいずれも保存しなければなりません。

(1) 帳簿の記載要件

- ①課税仕入の相手方の氏名または名称
- ②課税仕入を行った年月日
- ③課税仕入に係る資産または役務の提供
- ④課税仕入に係る支払対価の額

(2) 請求書等の記載要件

- ①書類の作成者の氏名または名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につき、まとめて当該書類を作成する場合は当該一定の期間）
- ③課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容
- ④課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額および地方消費税額に相当する額を含む）
- ⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名または名称

(3) 少額な課税仕入と帳簿および請求書等の保存

仕入税額控除を課税仕入の実額により行う場合は、一定の事項が記載された帳簿および請求書等をいずれも保存しておく必要がありますが、その課税仕入に係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合は、帳簿の保存だけでも仕入税額控除が認められます。なお、ここでいう「課税仕入に係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合」に該当するかどうかは、一商品ごとに判定するのではなく、1回の取引の課税仕入に係る税込金額が3万円未満であるかどうかで判定します

